

大雪被害に対する支援を求める意見書

徳島県西部地域は、去る12月5日から突然の大雪に見舞われ、積雪倒木の影響などにより、道路や電気、通信施設に重大な被害が発生し、山間地域では長期にわたり集落が孤立する事態となった。

また、経済面では、本県の基幹産業である農林畜産業に園芸用ハウスや畜舎の倒壊、森林立木の折損など甚大な被害を及ぼしており、山間部の生活基盤を揺るがす状況となっている。

よって、国においては、大雪被害の早期復旧と、今後同様の被害を防止するため、次の事項を実現されるよう強く要請する。

- 1 この度の豪雪被害を「被災農業者向け経営体育成支援事業」に係る「対象となる気象災害」に指定するなど、支援の拡充を図ること。
- 2 緊急車両の通行確保のため、除雪などに係る経費、特に「倒木処理」の費用について支援を拡充すること。
- 3 緊急輸送道路や住民生活にとって重要な道路沿いの樹木について、大雪による倒木を防ぐため、事前に伐採・除去を進める支援制度を創設すること。
- 4 中山間地域における災害に強いライフラインの整備として、
 - ・地域コミュニティー単位でのソーラー型充電器、発動発電機、衛星携帯電話など「自立型ライフライン」の整備に向けた支援
 - ・携帯電話等エリア整備事業における「移動通信用鉄塔施設（鉄塔、伝送路等）」については国の全額負担による整備を実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月22日

徳島県議会議長 森 田 正 博